

専決処分報告（訴えの提起）

令和7年（2025年）5月21日提出

札幌市長 秋 元 克 広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅に係る建物明渡請求事件1件について、次のとおり訴えを提起する。

番号	専決処分年月日 事件名 相手方	請求の原因	請求の趣旨
1	令和7年3月17日 札幌地方裁判所 令和7年(ワ)第594号 建物明渡請求事件 厚別区もみじ台団地の 入居者	相手方は、本件建物に入居しているが、本市の再三にわたる指導にもかかわらず、長期にわたり迷惑行為を繰り返したため、本市は、本件建物の明渡しを請求したが、相手方がこれに応じなかったことから、本件建物の明渡し等を求めて訴えを提起する。	(1) 相手方は、本市に対し、本件建物を明け渡すこと。 (2) 相手方は、本市に対し、令和7年3月1日から本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。